

明治薬科大学 研究データ管理・公開ポリシー 解説

本解説は、明治薬科大学研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）について、考え方の背景や、ポリシー内の表現、用語の示す意味などについて解説するものである。

従って、本解説は明治薬科大学研究データ管理・公開ポリシーの改訂に伴い、適宜見直しを行う予定である。

前文

本ポリシーは、基本的な方針を示すにとどめ、本学の建学の精神並びに理念を具現化することを目的に策定されるものである。

研究データの定義

本ポリシーが対象とする「研究データ」は、本学の研究活動の過程で収集または生成された次のような情報で、デジタル・非デジタルを問わず、数値、画像、テキスト、有体物など、あらゆる形態を含む。

- ①研究素材として収集または生成された一次データ（測定データ、画像情報等）
- ②一次データを分析・処理して作成・生成された情報（加工データや解析データ等）
- ③上記①・②を生み出す（収集・生成時）段階で作成された記録（実験ノート、質問等）
- ④上記①・②を生み出すに至った加工・解析ツール、研究データの説明資料やその取扱いにかかわる手続きの情報
- ⑤ライセンスや権利に関する情報並びにプログラムコードやその実行環境にかかわる情報
- ⑥研究課題等の関連資料全般

また本学は高等教育機関であること並びに社会貢献が大学の第三の使命であることを認識し、「研究データ」に、授業、実習、公開講座、共同研究、受託研究など本学の教育並びに産学連携の活動を通じて収集または生成したデータも含む。

研究者の定義

本ポリシーにおいて「研究者」は、原則として本学と雇用関係にある教員・職員・研究員とする。但し、本学と雇用関係にはないが本学が招聘又は受入れする研究員等で、本学の教育研究に携わる（本学の施設・設備を利用して教育研究に従事している）者を含むものとする。

研究データの管理及び責務

研究データの管理主体は研究者である。研究者は研究インテグリティの確保に努め、研究データを収集または生成した研究者は、それぞれの研究分野の特性等を考慮し、法的・倫理的要件に従って、それを適切に管理、公開する権利と責務を有する。特に、研究データの公開／非公開・共有／非共有については、研究者自身が適切に判断する事項である。

研究データの利活用と公開

研究者は、研究データの利活用と公開にあたっては、関係法令（ガイダンス等を含む）、倫理指針、各研究分野における倫理的要件、契約、本学が定める規程その他これに準ずる定めを順守する必要がある。

ある。

さらに、関係法令等の遵守並びに他者の権利及び法的利益を害さない範囲で、研究者自らの判断に基づいて（自律的判断に基づいて）、研究データの利活用を促進する必要がある。そのために研究者は、データマネジメントプラン（Data Management Plan。以下「DMP」という。）を作成する必要がある。

データマネジメントプラン（DMP）は、

- ①収集する研究データの名称
- ②研究データの説明
- ③研究データの作成者（研究者氏名、所属、職名）
- ④研究データの管理者（研究者氏名、所属、職名）
- ⑤研究データ保存場所
- ⑥研究データの公開／非公開
- ⑦研究データの公開・提供場所

以上7点を必須項目として記載し、授業、実習、公開講座、共同研究、受託研究など本学の教育並びに産学連携の活動を通じて収集または生成したデータにおいては、

- ⑧研究データの共有／非共有
- ⑨研究データの共有先名称もしくは共有者名も記載することが望ましい。

但し、研究データの利活用の促進や、研究のさらなる発展のために、まずは公開すべき研究データと保護すべき研究データとを適切に区分しなければならない。特に、産学連携活動等において、本学の知的財産を適切に保護することが重要であり、慎重に公開／非公開の区分を行わなければならない。また、国際秩序（安全保障）を脅かす恐れがある研究データにおいても同様である。

大学の責務

研究者が適正な研究データを管理・公開できるよう、本学は次のような支援を行う。

- ①研究データ管理に係る情報基盤の整備を推進する。
- ②研究データ公開のための環境整備を推進する。
- ③研究データの管理に係る情報の収集及びその提供を行う。
- ④研究データの管理に係る研修等を企画・実施する。
- ⑤法令、社会や学術環境、大学を取り巻く状況等の変化に応じて、適宜ポリシー及び本解説の見直しを行う。